

令和5年5月2日

各町立小・中学校保護者様

伊奈町教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症
5類感染症への移行後の学校における出席停止等の取扱いについて

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動及び新型コロナウイルス感染症対策への多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症5類感染症への移行後の学校における出席停止等の取扱いについて、県より通知があり留意点が示されました。

伊奈町においても、このことを踏まえ、下記のとおり対応をしていきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 登校の判断について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要ですので、無理して登校させないようお願いします。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状である場合は、登校することもできます。

2 陽性者発生時等の対応について

(1) 児童生徒の出席停止及び臨時休業の対応

ア 児童生徒の感染が確認された場合の対応

学校は、児童生徒の陽性が判明した場合、陽性者の発症日（無症状の場合は、陽性が判明した検査の検体採取日）を確認の上、出席停止とします。

学校は、校内で感染が広がっていると考えられる場合は、陽性者・体調不良者※1等の発生状況を踏まえ、必要に応じて学校医に意見を聞いた上で、臨時休業措置とするかどうかを協議し、町教育委員会が臨時休業とするかどうかを判断します。

※1「体調不良者」とは、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある児童生徒をいいます。

以下同じです。

イ 出席停止等の対象者とその期間について

(ア) 出席停止の措置をとるべき場合

対象者	期間
陽性者	【有症状者の場合】 発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快※2した後1日を経過するまで
陽性者	【無症状者の場合】 陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで ただし、出席停止期間中に発症した場合は、「検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで」の期間とします。
体調不良のうち医師等から登校を控えるよう指示された児童生徒（陽性者を除く）	学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで

※2 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒等に対してマスクの着用を推奨します。ただし、その場合もマスクの着用を強いることがないよう十分に配慮し、児童生徒間で感染の有無やマスクの着用の有無によっていじめ、差別、偏見がないよう、適切に指導します。

(イ) その他「欠席」の扱いとしない場合（学級あるいは学校内に陽性者が確認された場合等において）

対象者	期間
医療的ケア児※3・基礎疾患児※4で医師等から登校を控えるよう指示された児童生徒	主治医の見解を保護者に確認の上、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」
保護者から感染不安で休ませたいと相談があった児童生徒で、かつ、校長が合理的な理由※5があると判断した児童生徒	保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」

上記の対象者は「出席停止」扱いとなります。

※3 医療的ケアを必要とする児童生徒

※4 基礎疾患等があり重症化するリスクが高い児童生徒

※5 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など

3 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の児童生徒の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなります。

- ・ 同居している家族が陽性となった児童生徒
- ・ 学校で陽性者と接触があった児童生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした児童生徒

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない児童生徒については、出席停止の対象とはなりません。

伊奈町教育委員会学校教育課

TEL：721-2111